

24時間フィットネスジムEvery利用規約

第1条（定義）

本規約によって定める条項は株式会社Proceed（以下「当社」という）および当社のFC加盟店が運営する24時間フィットネスジムEvery（以下「当ジム」という）に適用されるものとします。FC加盟店とは当社とフランチャイズ契約を行った加盟店の事である。

第2条（目的）

当ジムの会員が、ジムの施設を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。

第3条（会員制度）

- 当ジムは、会員制とします。
- 当ジムに入会される方は、本規約を承諾し、当社所定の入会申込書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められます。

第4条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は当ジムの会員になることは出来ません。

- 本規約、および当ジムの諸規則を遵守できない者
- 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含みます。）のある者で、当ジム内（施設のみならず駐車場・駐輪場・その他の敷地を含みます。）においてタトゥーの露出を一切行わないことを同意できない者
- 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- 医師等により運動が禁じられている者
- 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- 18歳未満の者
- その他、当社もしくは当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条（セキュリティキー）

- 会員は、当ジムと入会契約を締結することにより、入会が認められ、当ジムの諸施設を利用する権利が与えられます。
- 当ジムは、会員に対しセキュリティキーを交付します。
- 会員が当ジムの諸施設に入る際には、セキュリティキーを所持しているものとし、セキュリティキーを所持していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- セキュリティキーは、本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- 会員はセキュリティキーを第三者に貸与することは出来ません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は除名の対象となります。
- 会員は、セキュリティキーが紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに当ジムにその旨を届けください。会員は再発行手数料を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第6条（会費、手数料および諸料金）

- 会費は、当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。
- 当ジムは、別に定める会費、手数料、および諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当ジムは1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第7条（諸規定の遵守）

- 会員は本規約・当ジムの諸規則他、以下を遵守しなければなりません。
- 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、および当ジムの説明並びに指示に従わなければなりません。
 - 施設利用時の服装は、当ジムが以下に定める禁止事項を遵守します。
 - ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品
 - サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履物
 - 裸足
 - スパイクシューズ等施設、または器具を傷つける可能性のある履物
 - その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品
 - 当ジムにおいて、以下の行為は禁止します。
 - いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
 - 他の会員に対し、パーソナルトレーニング行い、またはそのように評価される活動
 - 飲酒または喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用すること
 - 本規約に基づき当ジムの利用を認められていない者を同伴させること
 - 施設、器具、什器等を故意または過失により破損すること
 - 大声、または奇声を発すること
 - 他の会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
 - その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
 - タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含みます。）を露出させること

第8条（入館の禁止および退場）

- 当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます。
 - 本規約、および当ジム諸規則を遵守しない者
 - 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関する重要な事実を故意に申告しなかった者、または当ジムが第4条の入会資格を欠いていると判断した者
 - 飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
 - 著しく不潔な身体、または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - 自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、または会費などの一部を支払わない者
 - 当社、もしくは当ジムが入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
- 当ジムへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第9条（休会および復帰）

- 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当ジムを1ヶ月以上利用できないと当社が認めた場合、所定の休会届にて手続きを行った上で、月単位で当ジムを休会することができます。
- 休会手続きは、当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）
- 休会手続きは、休会を開始する月の前月末日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の9日以降に休会手続きがとられた場合は、翌月分の請求は、通常の会費等となります。休会費との差額による超過請求金額は、翌々月以降の会費等に充当するものとします。
- 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当ジムに復帰扱いになります。休会期間は事前に所定の手続きを行った上で短縮できるものとします。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。
- 申請できる休会期間は、休会開始月を含め最長6カ月とします。休会期間は所定の手続きを行った上で延長できるものとします。

第10条（退会）

- 会員が自己の都合により当ジムを退会する場合は、所定の退会届にて手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- 退会手続きは、会員自ら当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）

- 退会手続きは、退会を希望する月の8日までに行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の9日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなくてはなりません。
- 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 会員が自己の都合により会費等の全額または一部を2か月間滞納した場合、退会扱いとします。また滞納分については全額現金または当社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

第11条（移籍）

- 当ジムより他のフィットネスジムEveryに移籍する場合、事前に所定の手続きを行ったうえで移籍できるものとします。
- 移籍する会員は、別に定める移籍費を支払うものとします。

第12条（諸手続き）

- 会員が入会申込み時に記載した内容に変更があった時は、速やかに当ジムにおいて変更手続きをしなければなりません。
- 当社から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第13条（会員資格の停止および除名）

- 当ジムは、会員が次の各号に該当するときは、当該会員資格を一時停止し、または当該会員を本ジムから除名することができます。
 - 本規約(第7条を含み、これに限られない)および当ジムの諸規則を遵守しないとき
 - 当社または当ジムにおいて、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - 第10条第6項に該当したとき
 - その他、当社、または当ジムにおいて、会員としてふさわしくない言動があったと認めるとき
- 会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員は当ジムの施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- 第1項による会員資格停止中の会員または当ジムから除名された会員に対して、当ジムは資格停止期間または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第14条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- 退会
- 死亡または法人の解散
- 除名
- 当ジムを閉鎖したとき

第15条（会員資格の譲渡・相続・貸与）

当ジムの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

第16条（営業日および営業時間）

当ジムの営業日、営業時間および受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第17条（施設の利用制限）

- 当ジムは、次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当ジムが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減、または停止されることはありません。
 - 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当ジムが判断し、営業が困難と認めるとき
 - 施設の点検、補修または改修をするとき
 - 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
 - その他当ジムが休業を必要と認めるとき
- 前項の場合、1週間前までにその旨を加盟店または加盟店のホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第18条（施設の閉鎖・変更）

当社は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社または当ジムが判断し、営業を不可能と認めるとき
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上止むを得ざる事由が発生したとき

第19条（賠償責任）

- 当ジム内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社、および当ジムは、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当ジムの施設、または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第20条（解散）

- 当ジムは、止むを得ない事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより、当ジムを解散することができます。
- 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告時間を短縮することができます。
- 当ジムの解散の場合は、当ジム、および当社は会員に対し特別な補償は行いません。

第21条（通知予告）

本規約および当ジムの諸事情に関する通達または予告は、当ジム所定の場所に提示する方法により行います。

第22条（本規約その他の諸事情の改定）

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

附則

本規約は2018年6月1日より発効します。

2019年3月1日	改訂	
2019年11月1日	改訂	
2020年8月12日	改訂	以上

24時間
フィットネスジム
エブリー
Every